

平成24年 第7回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	平成24年7月25日(水)	開会 午後3時30分	閉会 午後5時10分	
2 招 集 場 所	大崎市役所 岩出山総合支所 2階 第3会議室			
3 出 席 委 員	委 員 長	伊 東 敬 一 郎	委 員 長 職 務 代 行 者	小 高 雄 悦
	委 員	高 橋 裕 子	委 員	戸 島 潤
	教 育 長	矢 内 諭		
4 欠 席 委 員	な し			
5 傍 聴 者	な し			
6 事 務 局 職 員 出 席 者	教 育 次 長	柴 原 一 雄	教 育 次 長	成 田 幸 治
	参 事	半 田 宏 史	教 育 総 務 課 長	吉 田 秀 男
	学 校 教 育 課 長	山 口 研 二	生 涯 学 習 課 長	峯 村 和 久
	文 化 財 課 長	結 城 正 紀	図 書 館 長	星 利 宏
	中 央 公 民 館 長	佐 々 木 俊 一	副 参 事	早 坂 雅 彦
7 書 記	教 育 総 務 課 長 補 佐	山 中 政 裕	教 育 総 務 課 係	高 橋 泰 彦
8 専 決 処 分 報 告			大崎学校給食運営審議会委員の委嘱について	
9 議 事	日程第1	議案第35号	平成25年度使用教科用図書採択について	
	日程第2	議案第36号	大崎市古川志田地区公民館の指定管理者の選定について	
	日程第3	議案第37号	大崎市スポーツ推進員の委嘱について	
	日程第4	議案第38号	人事案件について	
10 協 議			大崎市生涯学習推進計画素案について	
11 報 告			大崎市勤労者青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について	

<p>開 会</p> <p>委 員 長</p>	<p>出席委員定数に達しておりますので、平成24年第7回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。</p> <p>これから会議を開きます。</p>
<p>会議録署名委員の指名</p> <p>委 員 長</p>	<p>第6回定例会の会議録承認を求めます。</p> <p>内容についてご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>戸島委員にお願いいたします。</p>
<p>教育長報告</p> <p>委 員 長</p> <p>教 育 長</p>	<p>次に、教育長報告に入ります。報告事項があれば、教育長より報告願います。</p> <p>ご報告申し上げます。</p> <p>はじめに、古川第一小学校建設について、ご報告申し上げます。</p> <p>昨年3月11日の東日本大震災により、大きな被害を受け、昨年7月から仮設校舎での授業を行っておりましたが、お陰様をもちまして、昨日安全祈願祭を行い、着工となりました。</p> <p>新校舎は、太陽光発電設備や乗用エレベーターの最新設備を備え、新たに特別活動室を配置し、父母教師会の活動や地域の皆様が活用できることとなります。</p> <p>平成25年3月の竣工に向けて、工事が進められることとなります。</p> <p>次に、放射能対策についてでございます。</p> <p>前回の定例会におきましてご報告いたしましたが、学校教育施設の放射線量の測定につきましては、3月から5月上旬にかけて全ての幼稚園、保育所、学校におきまして測定を実施し、マイクロスポットといわれる線量の高い箇所につきましては、土や泥を袋詰めにし、土中に埋める作業を実施し、対策を講じているところでございます。</p> <p>現時点で、3か所ほど残っておりますが、8月初旬には除染作業を完了する予定となっております。</p> <p>今回新たに、宮城県放射線・放射能測定実施計画に基づき、7月から8月末までに、県下一斉に小・中学校、高等学校、幼稚園、保育所等の校庭及び園庭5か所の空間放射線量率測定を行うこととなりました。</p> <p>大崎市については、7月20日をもって測定を完了しており、0.23マイクロシーベルトを超えた施設はございませんでした。</p> <p>次に、8月1日に行われる予定の大崎市議会第3回臨時会の主な概要について報告いたします。</p> <p>教育委員会関係の議案については、敷玉小学校屋体建設工事請負契約について提案する予定でございます。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>次に、中山小学校の鳴子小学校統合の協議内容について、ご報告申し上げます。</p> <p>これまでの地域への説明につきましては、7月3日に中山小学校保護者に、7月10日に中山地区コミュニティ連絡協議会運営委員会に対しまして、平成26年4月1日の統合に向けたご説明を行い、ご意見をいただいたところです。</p> <p>今後は改めて、保護者会に説明を行い、その後に中山地区の皆様、鳴子小学校校区の皆様にご説明を行い、合意形成に向けたいと考えております。</p> <p>その後に、教育委員会にお諮りして、手続きを進めてまいります。</p> <p>次に、田尻総合体育館基礎部破損の状況・経過についてご報告申し上げます。</p> <p>先月の、第6回定例会で、体育館北東側アリーナが最大15.1センチメートル沈下しており、基礎杭の破損が考えられるため、3か所の試掘を行ったところ、西側は破損なしでしたが、東側は2か所とも破損しているため、基礎の補強工事が必要となることをご報告させていただきました。</p> <p>その後、7月5日、19日に施工業者及び設計業者と会議を開き、今後の工事の進め方について、協議をいたしました。</p> <p>まず、体育館東側外部の基礎杭補強工事を行い、フロアのレベルを保つようにしますが、工期が長引くことから、出来れば災害査定前に着工できるよう、県との協議を進め、年度内復旧を目指してまいります。</p> <p>なお、田尻地域の議員、体育協会、スポーツ少年団、行政区長を対象とした現場説明会を、7月18日と20日に開催いたしましたことを併せてご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>ただいまの教育長報告について、補足説明、ご質問等ございますか。</p> <p>質疑がないものと認め、教育長報告を承認いたします。</p>
<p>専決処分報告</p>	
<p>委 員 長</p>	<p>専決処分報告に入ります。</p> <p>大崎市学校給食運営審議委員の委嘱について、教育総務課長より報告願います。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>ご報告いたします。</p> <p>大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱でございますが、前回にも4名の委員の専決報告をさせていただきましたが、その後、松山地域のPTA連絡協議会の代表者が都合により、役員辞任したことに伴い、後任の代表者を委員に委嘱するものです。</p> <p>委員の任期は、平成24年7月1日から平成24年9月30日までとなっております。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑がなければ、専決処分報告について承認いたします。</p>

議 事	
委 員 長	次に、議事に入ります。本日の議題を上程いたします。 初めに日程第1 議案第35号 平成25年度使用教科用図書採択についての議題といたします。 半田参事より説明願います。
半 田 参 事	平成25年度の使用教科用図書の採択については、本年度は特別支援学級で使用できる文部科学省の検定を受けた教科用図書、文部科学省が著作を有する教科用図書に替えて使用できる一般図書の採択となります。 資料に一覧を掲載しております。 これらが大崎地区採択協議会の採択基準に照らし合わせ検討した結果、小学校及び中学校、どの一般図書も使用に適している判断いたしまして、大崎地区使用図書採択協議会に提出する採択希望として提案するものです。 ご審議をお願いいたします。 なお、図書については窓側に現物を置いておりますので、ご参照ください。
委 員 長	ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
高 橋 委 員	資料内の網掛けの部分が大崎市として推薦する図書なのですか。
半 田 参 事	網掛けの部分は、今年度新たに加わった図書でございます。
委 員 長	資料が膨大であります。内容については学校教育課で確認されていると思うのですが、問題はありませんでしたか。
半 田 参 事	特にありませんでした。
委 員 長	文言等は良しとして、たまにイラスト・挿絵などについて、差別的な表現が見られることがあります。そういう事案もありませんでしたか。
半 田 参 事	ありませんでした。
教 育 長	時間をいただき、現物を確認いただければと思います。
委 員 長	それでは、暫時休憩といたしまして、ご確認いただきます。 (採択図書を確認)
委 員 長	それでは、会議を再開いたします。 ただいまの件について、質疑はありませんか。
委 員 長	質疑が無いようですので、ご異議なしと認めてよろしいですか。 (「異議なし」の声あり) それでは、原案のとおり決定いたします。 次に日程第2 議案第36号 大崎市古川志田地区公民館の指定管理者の選定について、を議題といたします。 中央公民館長より説明願います。

中央公民館長

それでは、ご説明申し上げます。

本年4月より、13の地区公民館が指定管理に移行しております。また、本年10月1日より指定管理に向けた二次募集を行い、4地区の公民館について応募があり、その中の志田地区公民館は申請内容について、行政との協議が必要なため、保留としておりましたが、今般協議がまとまりました。

すでに、7月10日に指定管理者選定委員会が開催され、志田中部地区振興協議会が候補者として選定されましたので、今回ご審議いただくものです。

なお、選定委員会からの結果報告については、別紙資料をご参照願います。

志田地区の地域づくり委員会は、志田中部地区振興協議会と志田東部地区振興協議会の二つがございます。

申請にあたっては、両地区の振興協議会から役員を出していただき、志田地区公民館地域運営検討委員会を設置して、8回にわたり協議を行い、志田中部地区振興協議会が指定管理者候補となることや、職員体制等を両者で協議して決定しております。

なお、指定管理の期間は平成24年10月1日から平成27年3月31日までとなっております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

委員 長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

戸 島 委 員

二つの振興協議会がある地区なのですが、こういう事案は初めてですか。

中央公民館長

地域づくり委員会が二つ以上あるのは、ここだけになります。

戸 島 委 員

どちらの地域づくり委員会を指定管理者に選定するか、決定までの経過を教えてください。

中央公民館長

協議の中で、志田中部と東部の共同でやろうという意見もありましたが、公民館の立地場所が志田中部地域なので、中部地区に任せてはとの意見が多数でありました。

志田東部地区につきましては、志田東部コミュニティセンターがございまして、こちらは志田東部地区振興協議が指定管理者となっており、志田地区公民館については中部の振興協議会に任せるということになりました。

委 員 長

志田東部地区は、直接は関わらないということですか。

中央公民館長

検討委員会でも協議したのですが、指定管理後、志田地区公民館の運営委員会を設置し、運営委員については志田東部地区からも委員を出していただき、公民館運営について携わっていただくことにしております。

委 員 長

両地区の距離があると思うのですが、利用状況はどのようになりますか。

中央公民館長

志田地区公民館の利用状況は中部が8割、東部が2割となっております。

公民館で行う行事以外にも、コミュニティセンターで開催する公民館事業もございまして、両施設に均等に事業サービスが出来るようにしていきたいと考えております。

委員 長	<p>初めての例となるので、今後も指定管理者と綿密な打ち合わせを行っていただきたいと思ひます。</p> <p>他に、質疑はござひませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p> <p>質疑がなければ、原案のとおり決定いたします。</p>
委員 長	<p>続きまして、日程第3 議案第37号 大崎市スポーツ推進員の委嘱について、を議題といたします。</p> <p>生涯学習課長より説明願ひます。</p>
生涯学習課長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>スポーツ推進員につきましては、スポーツ基本法、並びに大崎市スポーツ推進員に関する規則に基づき、3月に開催されました教育委員会第3回定例会にて審議いただき、議決いただひておりました。</p> <p>その際、委員定数に満たない地域がござひましたが、今回、岩出山地域において委員候補者が推薦されたことから、議案提出するものであります。</p> <p>任期につきましては、平成24年8月1日から平成26年3月31日までとなっております。</p>
委員 長	<p>質疑はござひませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p> <p>質疑がなければ、原案のとおり決定いたします。</p>
委員 長	<p>次に、追加議案 議案第38号 人事案件について、を議題といたします。</p>
委員 長	<p>本議案は人事に関することであり、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会にさせていただきたいと思ひます。</p>
委員 長	<p>ただいま、議案第38号 人事案件について、教育委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、秘密会にすることを発議がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本議案について、秘密会にすることに、ご異議ござひませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認め、議案第38号 人事案件については、秘密会といたします。</p> <p>両次長と教育総務課長を除き、ご退出願ひます。</p> <p>暫時、休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 休 憩 ）</p>
	<p style="text-align: center;">※議案第38号 人事案件については原案のとおり決定された。</p>

協議事項	
委員長	<p>次に、協議事項に入ります。 大崎市生涯学習推進計画素案について、生涯学習課長より説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>それではご説明いたします。 先月の教育委員会協議会におきまして、全体スケジュールと計画の概要についてご説明させていただきました。 本日まで、5回の職員ワーキングと、3回の幹事会を開催し、序章から第3章までの素案が粗削りながらまとまりました。 来月6日の生涯学習推進本部会議に提出するにあたり、教育委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。 資料13ページをご覧ください。 「市長挨拶」から「大崎市の概況」については、文面を現在、作成しておりますので、次回協議の際に、お示ししたいと考えております。</p> <p>序章についてですが、生涯学習の一般的な定義について、生涯学習社会の必要性、生涯学習推進計画とはどういうものか、を記載しております。 次に第1章では、大崎市の生涯学習に係る現況と課題について4つの項目で簡潔に述べ、5項で計画策定の主旨としてまとめさせていただきました。</p> <p>第1章の1項目、自然・歴史・産業といった学習環境に恵まれた大崎の地において、この豊かな環境を更なる学びに活かす活動の必要性に触れております。 第2項目で、大崎市流の地域自治組織の確立を柱とした、協働による自立した地域社会の実現に向けての人材育成の必要性について触れております。 第3項目では、市長部局や教育委員会部局、市民団体や企業などによって生涯学習が広く取り組まれていることを踏まえ、多くの市民にこれらの情報を、より効果的に提供することの必要性について触れております。 第4項目で、東日本大震災を教訓として、人と支えあふ絆や地域コミュニティの大切さ、まちづくりを進める人材育成の必要性について触れております。 これらの4項目を受けて、第5項目では、計画策定の主旨といたしまして、学びを通じて一人一人が自己実現を図ることに加え、協働による自立した地域社会の実現に向けた人材育成の必要性、そのために、本市の学習機会を有機的に結び付け、学習環境を体系化することが大切になってくることを記載し、これらの総合的な条件整備を進めるための生涯学習推進計画の策定していくと、まとめさせていただきます。</p> <p>第2章の「計画の基本的な考え方」の1、基本理念については、次のように定めさせていただきました。 《大崎市民一人ひとりの学びを通して 豊かな心と力を持ち 笑顔あふれる人 相手を思いやり 協力しあえる人 大崎の魅力を高め 次世代へつなぐ人 を育みます。 そのためには、「ともに つくろう まなびのフィールドおおさき」をコンセプトに、市民が学ぶための環境を市民と行政が一緒になって創ります。》とさせていただきます。</p> <p>次に2の、計画の期間ですが、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、概ね5年後に見直しを行うこととしております。</p> <p>3の、計画に位置づけとしましては、「大崎市総合計画」や「大崎市震災復興計画」をはじめとする関連計画を生涯学習の観点から支える計画としております。</p>

生涯学習課長	<p>第3章の生涯学習基本目標といたしまして</p> <p>まなぶ 夢を持ち、生涯にわたり、学びが実践されます</p> <p>いかす 学んだ成果が、地域づくりに活かされます</p> <p>つくる 市民参加と、協働のまちづくりが展開されます</p> <p>むすぶ 人と人・人と地域が繋がり、結ばれます</p> <p>この4つを柱といたしまして、一体的かつ、継続的に取り組むこととしております。</p> <p>本日は、この第3章までの素案について、ご協議をお願いしたいと思います。この後に第4章として、推進施策の基本的方向と個別の施策を記載し、資料編を付け加えて、10月頃までに生涯学習推進計画の案を作成していきたいと考えております。</p> <p>なお、資料17ページの概要版と、18ページの計画策定スケジュールの説明については省略させていただきます。</p>
委員 長	<p>ご説明をいただきましたが、どこから質問、意見等に入るか難しいところがございますが、ご発言をお願いいたします。</p>
戸 島 委 員	<p>この素案を見て、最初の印象として、地域自治・協働による自立した地域社会の実現とありますが、今までの生涯学習は個人の自己実現であったり、健康や楽しみというものから、地域づくりのための人材を育成する部分が大きく組み込まれているという印象を受けました。</p> <p>これは、事務局が本部に提出した段階からの案なのか、本部との協議の中でこうなったのか、経緯をお話しいただきたい。</p>
生涯学習課長	<p>これまで、5回のワーキング会議を開催した旨をお話しいたしましたが、その中で、まちづくり推進課からワーキングのサブチーフが出ております。</p> <p>会議では、大崎市の中で、人づくりが非常に重要であるとありましたし、幹事会においても、まちづくり推進課長からも強調されて、文言・内容の修正がありました。</p> <p>生涯学習課としては、生涯学習推進計画は、市民憲章に謳われている人材を育成するためには、周りの学習環境を整備していく、そのための、計画づくりが柱になるのではないかという思いで意見を交換してきましたが、市長部局から、委員が半数ほど入っておりますので、大崎市の未来を担う人材育成を組み込んだ内容にしていってほしいという意見がありましたので、このような内容になりました。</p>
教 育 長	<p>当初の事務局案の内容を提示できればと思ったのですが。</p>
委 員 長	<p>事務局の当初案がございましたら、後で提示いただきたいと思います。先に意見を伺います。</p>

戸 島 委 員

話題提供、といった感じで聞いていただきたいのですが、私はNPOの職員であり、活動している経緯を踏まえた中で、NPO・NGOというのは元々、行政と対等、同じ立場であるという意識があります。その対等の関係を築く中で、協働の社会を作っていこう、というコンセプトでございます。

NPOや地域づくりを行う人たちの教育に関しても、今までは行政が、NPOの支援組織に委託して、そこが教育を行うという形で行って来ました。

大崎市にも「大崎市民サポートセンター」がございますし、こういう組織が、NPOや地域組織の教育を行っております。NPO側からすると、市が直接に市民を教育するというのは、市による市民のコントロールなのでは、という意識もどこかにあります。

私がお願いしたいのは、この計画の中に出てくる地域自治組織というのは、市と対等の存在なのだと、対等であるからこそ責任があるのだ、ということをお願いしたいということです。

先日、大崎市の総合計画の会議に出たときも、合併して住民サービスが悪くなっている。住民サービスが悪くなった理由は何かということ、市から貰えるお金が少なくなっているという話になってしまう。これは、間違いだと思うんです。なぜなら、地域自治組織は行政と対等なので、お金が足りなければ自分達で工面をするものだと思うんです。

うちの地域自治組織ではこういう計画で、こういう事をやりたいので、市が支援するのは当然だろうという流れでは自治という意味合いから、離れて行ってしまおうと思うのです。

行政と自治組織が対等の関係で、方策としてはNPOが市民を教育するのを、市がサポートするのか、市が直接、NPOに参画するような意識の高い市民を育成するという2方向がキチンと区分けされているといいのかなと思います。

生涯学習課長

先ほどの事務局の当初案についてですが、最初に提案したものは、「大崎市の生涯学習社会の実現を目指していくためには、家庭や学校、地域公民館などの社会教育関連施設、行政各部門、各種団体、NPO、企業などが相互に連携・協働する学習活動の展開が重要です。そこで、本計画の理念を次のとおりとします」

ということで、基本理念として、「大崎人が学びともにつくる生涯学習のまち」というものでございます。これは、「大崎の人々が個々に学び、学びを通して仲間が集い、人と人、人と地域が繋がっていく、学んだ学習成果を地域に活かし、地域の自然や文化、人材といった宝を見出し、相互に繋げることが地域の魅力を高め地域愛を育む、そのことが新たな学びを生んでいくまちづくりのサイクルを意味します。」

この循環を支える連携・協働のキーワードを「ともに」とし、人づくりから地域づくりへ、地域づくりから地域愛へをイメージし、具現化するための基本目標を「まなぶ、いかす、むすぶ、つくる」とし、基本理念の実現に向けて4つの基本目標を示し、計画を推進する」というものが最初に提案した内容です。

戸 島 委 員

章立ては無かったのですか。

生涯学習課長

最初に提案した章立てですが、第1編 序章 「計画策定にあたって」ということで、計画策定の主旨、性格、期間、位置づけとなります。

第2編が「生涯学習基本構想」、第1章として「生涯学習の意義」、第2章が「生涯学習推進の基本方針」、第3章が「生涯学習の基本施策」。

第3編として「生涯学習基本計画」、第1章「生涯学習推進基盤の確立」、第2章として「生涯学習事業の連携と充実」、第3章として「生涯学習の基礎づくり」、そして資料編となっております。

委 員 長

今のような当初の案があったわけですが、いろいろな経緯を経て、この素案になったという内容が見えてこない。

教 育 長	<p>最初の提案より，2回・3回とワーキングや幹事会を重ねる中で，どういう修正が求められたのかが見えてこないというのは感じられます。</p>
生涯学習課長	<p>ワーキングでの意見で，生涯学習推進計画イコール大崎の人づくり計画にすべき，という意見が市長部局より強くありました。</p> <p>事務局としては，人づくりの計画を作るのは難しいので，その学習環境を整備する計画は作れるということを書いてきました。第4回のワーキングまで，この意見の対立があり，最終的に両方で歩み寄った結果が，この素案になりました。</p>
委 員 長	<p>この素案では，学習環境の整備を読み取ることが難しいと思うのですが。</p>
戸 島 委 員	<p>人づくりと言っていることで思い当たるのですが，NPOの中でも，地域自治の人づくりを教育委員会でやって欲しいと打診してきた歴史があったように感じます。その流れからも市長部局から，地域自治に意欲の高い人を教育委員会を通じて育成して欲しいという願いが込められていると思います。市長部局では人を育成する部署がほぼ無いので，育成・教育というのは教育委員会にお任せしたいというのがあるのだと思います。</p>
教 育 長	<p>資料の14ページ，第1章の1の文末ですが，「活動が求められています。」また，2では，「人材育成が重要となります。」，15ページの3行目でも，「育成が改めて求められています。」等，育成ばかりが目につきます。</p> <p>これが大変気にかかります。基本的に生涯学習というのは，自己啓発を通して，自己発見・自己実現という学ぶ喜びを感じることだと思うのです。</p> <p>この素案では，人材育成が強く出すぎていて，生涯学習の理念からは遠いものを感じられます。この内容では，同意することは容易にできません。</p> <p>時系列的に考えると，長期的なスパンの中で，過去・現在・次世代を横軸とし，縦軸は自己と地域社会としてみると，過去の場合は，その地域に居住しているのみの，世間に埋没している人達で，学歴の高い人を尊敬することが強い状況であった。それが現在では，教育社会になったが，高学歴の者だけが社会を作っているのではないという考えで，自己啓発をする人達も出て，地域においてコミュニティーづくり，市民活動に動き出してきた。</p> <p>次世代にあたっては，教育社会から楽しい学習社会になり，自己発見・自己実現をし，地域社会ではコミュニティーが充実していく，地域内で様々な意見があるかとは思いますが，お互いに意見を交わしながら市民活動を展開していく，という関係性や，地域社会を充実させ，認められる人とはどういうものかという定義を入れたほうが良いのではないかと。</p> <p>遅くないのであれば，また，求められれば，そういった考えや意見を出せると思うのです。</p>
戸 島 委 員	<p>ひとつ確認なのですが，この計画を進めるにあたっての役割分担も計画に盛り込まれるのですか。</p> <p>結局，すべてを教育委員会がやるとなった場合，教育委員会がやったことない分野に挑戦することになってしまいますが。</p>
教 育 長	<p>私なりの生涯学習のイメージ・考えについてを生涯学習課に出していたが，今回の推進計画では触れられていない。市長部局の考えが強く出ているように感じられる。</p>
委 員 長	<p>ワーキングの役割は素案づくりなのか，素案を対し意見を述べるものなのか。</p>

生涯学習課長	<p>意見はかなり出ておりますが、ワーキングは素案づくりのための実戦部隊だと思います。</p> <p>最初にワーキングで説明した時に、教育長から受けた、イメージ・考えについては説明をしました。1回目の会議が重要だと思い、教育長より会議に先立ち、お話をしてもらいたいと思ったのですが、都合がつかなかったため、実現できませんでした。</p> <p>事務局としては、精一杯説明をしたつもりではありましたが、教育委員会の考えを伝えることが出来ませんでした。</p>
戸島委員	<p>目的を持った教育というのは、怖さを感じます。大崎市というものはこれだ、というのを押し付けてしまう結果になるからです。上からの意見の押し付け、この方向性が間違っていた場合の怖さを感じます。</p>
委員長	<p>生涯学習課長の言ったとおり、生涯学習環境の整備というのはもっともな話であるが、この素案の基本理念を見ると、市民憲章ではないかと思ってしまい、違和感を感じるというのが、正直な感想です。</p> <p>また、大崎市らしさとありますが、どういうものをイメージしているのか。</p> <p>当初はあったかもしれないが、ワーキング内で段々、変わっていったものなのか。</p>
教育長	<p>基本的な考え方、言葉についての定義付けをきちんとするべきではないか。</p> <p>市民憲章では、はぐくむという言葉は、創造性に富む地域の力をはぐくみます、とはありますが、これ以外は、主体が市民ですから、行動します、つくりまします、といったものになっており、はぐくむとは言っておりません。</p> <p>市民憲章のような言い回しであっても、内容が逆になっております。</p> <p>市民憲章の基本は変えないでほしい。</p>
戸島委員	<p>市民に自主、自立の意識を、生涯学習を通じて教えるべきかという、大きな議論となる問題だと思います。</p>
教育長	<p>前の話に戻りますが、生涯学習課長が言った、当初の事務局案である、生涯学習環境の整備という視点に立って欲しい。</p> <p>ワーキング内での議論の経緯が分からないが、素案の土台が崩れてしまったように感じる。</p>
戸島委員	<p>今までやってきたことにも限界があるし、ハードだけ、環境だけといった支援では足りないから、一歩突っ込んだ形で、というものではないかとも思います。</p> <p>公民館の指定管理も始まり、地域自治組織がその運営をしていく中で、まちづくりとの垣根が低くなってきている時期にあるような感じがします。</p> <p>極端な話、誰かが言っているように教育委員会は不要であると言ってみたり、教育委員会自体が障害になっていると捉えられることが多くなってきている。</p>
教育長	<p>例えば、第1章の1に、学習環境に恵まれた大崎とあるが、歴史的、自然環境はそうかもしれないが、教育の視点からすれば、図書館・博物館・美術館という面で恵まれていないのが現実です。</p> <p>この表題からは乖離が感じられる。</p>
戸島委員	<p>公共サービスの在り方についても記載いただきたい。行政・企業・NPOでニーズを分けながら、お互いに補完していきましょうという考え方があります。</p> <p>行政は税収で、企業は利益で、NPOは寄付でサービスを提供していく。この関わりを盛り込んで書くべきだと思います。</p>

戸島委員	<p>税金により、行政が細部に渡ってのサービスを行うよりは、NPOが市民の方々からの寄付等で行うと安く出来る。行政では議会の可否により、予算が付くか、付かないかの2択で、それが弱点になっている。</p> <p>その点、NPOでは事業の主旨に賛同した人からお金を集めれば、100%その事業に使われる、ということも記載してもらいたい。</p> <p>地域自治組織にしても、その地域でお金を集めるとなると、何で払わなくてはならないのか、という意見があり、集める側は相当なストレスを感じます。</p> <p>税金は払っても自分の地域に多く使われる訳ではないが、地域で集めれば、全額その地域で使うことが出来るメリットがあるという説明をし、地方自治の話を進めていくのです。動機付けという視点からも記載した方が良いのではと考えます。</p>
教育長	<p>確かに、地域の主だった人が、赤い羽根募金などの集金を呼び掛けると否応なく集まります。本音では進んで払いたくはないが、世間体を考え募金している。</p> <p>ただ、支援活動でNPOという形が生まれ、その活動に対し、皆様からご支援いただきませんかという、ナショナルトラスト運動みたいに、歴史的構造物・自然を保護する活動を行える状況になってきている。</p> <p>私としては豊かな生涯学習環境というのは、生涯学習のみでなく、営みの一つとして考えています。</p> <p>その領域は、学校教育・社会教育・自然・文化・福祉・産業等、色々な領域があって、それが重なる部分には生涯学習の場があるという考えをイメージとして出したのです。</p>
戸島委員	<p>ここで重要なのは、地域のためにお金を出しましょうということ、教育委員会で教育することが良いのかということです。</p> <p>この素案ですと、自主的に支払う人、考え方を育てるのでなく、お金を出させること自体を教育するしようと受け取れるからです。これは、怖いことです。</p>
小高委員	<p>私が気になるのは、第1章の4に、東日本大震災からの教訓というのがありますが、この時期なので考え方は分かりますが、表題にまで載せる必要があるのかと感じました。それから、生涯学習イコール協働ということを理解されるようになったかの様な誤解を与える感じがするので、その点は分けて表現してもらおうと一般の方には理解しやすいのではないかと思います。</p>
高橋委員	<p>市長部局の思いが強く反映されてて、本来の生涯学習から外れてしまっている。</p>
委員長	<p>一貫して読んでいくと、まちづくりに関してのもの、と受け取ってしまいます。目指すものは、まちづくりであるという感じが強い気がします。</p>
小高委員	<p>事務局として、生涯学習課長が苦勞されたことは承知してありますが、今回の意見を、今後どのように素案の中に入れていくかということを考えなくてはならないと思います。</p>
委員長	<p>もう一度、協議を行える場はありますか。</p>
生涯学習課長	<p>昨年の10月から、ワーキング・幹事会で検討、差し戻しを繰り返し、本部会議に提出出来ない状況でございます。</p> <p>途中経過として、粗削りですが素案を出させていただき、教育委員の皆様から協議の中から、多くの意見、ご指摘をいただいたことを申し添えて、本部会議に提出させていただきたいと考えております。</p>

<p>生涯学習課長</p> <p>委員 長</p>	<p>本日の意見を踏まえ、再度ワーキングを開き、協議のやり直しをしたいと思 いますし、予定では全体案が出来てから教育委員会での協議をいただきたいと考 えておりましたが、毎月でも継続的に意見をいただくことでも構いません。 事務局として、自分達の案を通しきれなかったことに責任を感じております。 ただ、ワーキングのメンバーで作上げたものですから、私たちの案でなけれ ば、という訳にもいかなかったことをご理解いただければと思います。</p> <p>今日は、協議事項ということで、自由にご発言いただきました。 今回の内容を、本部会議で話していただき、教育委員会では協議を続けていき たいと思います。 協議事項については、とりあえず終了といたします。</p>
<p>報告事項</p> <p>委員 長</p> <p>中央公民館長</p> <p>委員 長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。 大崎市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について、中央公民館長より説 明願います。</p> <p>それではご報告いたします。 大崎市勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成と、福祉の増進を目的と して設置しております。ホームの運営を円滑に行うために、大崎市勤労青少年 ホーム条例第11条で、運営委員会の設置を規定しております。 委員の任期が、5月31日で満了となったことから、次期委員を6月1日付け で委嘱するもので、新任2名、再任8名の委員構成となります。</p> <p>ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
<p>閉 会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 係長 高橋 泰彦</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>委員 長 _____</p> <p>署名委員 _____</p>